

中落合1丁目地区まちづくりニュース 第16号

平成28年(2016年)9月

編集・発行:中落合1丁目地区まちづくり協議会

中落合1丁目地区まちづくり協議会は平成17年3月、地域住民の有志で発足したまちづくりを検討する組織です

報告

中落合1丁目地区まちづくりガイドラインを改定

昨年度開催したまちづくり懇談会でのご意見を踏まえたガイドラインの改定案を作成し、まちづくり協議会にて概ね了承を頂き、8月4日付けで改定しました。

改定のポイントは、以下の3点です。



- ① ガイドラインの対象者を「建築主および建物を設計・施工する皆さま」と明記。
- ② 事前協議の時期を「建築確認申請前」とし、協議の内容を明記。
- ③ 「集合住宅」を、「共同住宅、長屋等を含む総住戸が4戸以上の住宅」と定義。

詳細は、別紙「中落合1丁目地区まちづくりガイドライン」をご確認ください。

ご協力 お願い

中落合1丁目地区のまちづくりに関する アンケート調査へのご協力をお願い

この度、中落合1丁目地区のまちづくりの進め方などについて、地区の皆様のお考えを確認するために、アンケート調査を実施することにしました。多くの皆様からご意見を頂けますよう、ご協力よろしくお願い致します。



アンケート調査票のご回答にあたって

アンケート調査票に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。(切手は不要です)

回答締切：平成28年10月7日(金)

このアンケート調査は、中落合1丁目地区内に土地・建物の権利をお持ちの方やお住まいの方、営業されている方を対象に配布しています。

また、ご記入いただいた個人情報については厳重に管理し、当地区のまちづくりの検討以外に使用することは一切ありません。

中落合1丁目地区まちづくり協議会を開催

7月25日(月)に中落合1丁目地区まちづくり協議会を開催しました。地域から13名がご参加いただき、「ガイドラインの改定」についてと「今後のまちづくりの進め方」について話し合いました。主なご意見を、ご紹介します。

ガイドラインの改定に関するご意見



- ・事前協議には、施主（建築主）や設計者が出席するように書いてほしい。
- ・集合住宅の事前協議は、中落合1丁目地区全体で必要だという事を分かりやすく書いた方がよい。
- ・ワンルームタイプの集合住宅や民泊の問題などがある中で、多様な人々という表現が気になる。
- ・商業地域のことをもっと取り上げた方がよい。
- ・早く改定を進めてほしい。

その他のご意見

- ・中落合1丁目地区全体をどうしていきたいのか、という視点も必要ではないか。
- ・地域の課題は山積しているので、スピード感が必要。
- ・地区計画のルールとして、敷地面積の最低限度を65㎡とするのは厳しいのではないか。
- ・商業地域や妙正寺川沿い、山手通り沿いの方々が協議会に出席していない中で、ルールを勝手に決めることは難しい。もっと参加者を増やしていきたい。

(事務局より)

65㎡というのは、他の地区の例で、あくまでも参考の数値です。



連絡・お問い合わせ先：中落合1丁目地区まちづくり協議会事務局

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区都市計画部景観・まちづくり課

担当：河森、菅野(すがの)、高松

TEL 03-5273-3569(直通) FAX 03-3209-9227 e-mail keikan@city.shinjuku.lg.jp